

これは正本である。

平成27年7月16日

下関簡易裁判所

裁判所書記官 宇田 高 広

平成27年7月16日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官 宇田 高 広

平成27年(ハ)第108号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成27年7月15日

判 決

山口県

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 田 邊 一 隆

京都市

被 告 アイフル株式会社

同 代 表 者 代 表 取 締 役

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金47万3574円及び内金34万1239円に対する平成27年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は第1項に限り仮に執行することができる。

ただし、被告が金47万3574円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金47万3667円及び内金34万1239円に対する平成27年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

原告は、貸金業者である被告との間で、平成17年6月頃、継続的に金銭消費貸借を行う旨の基本契約を締結し、同契約に基づいて、別紙1計算書のとおり、同月19日から平成19年7月4日までの間、継続的に貸付け及び返

済を繰り返す金銭消費貸借取引（以下「本件貸付取引」という。）を行い、同取引について利息制限法所定の制限利率に引き直すと、過払金 34 万 1 2 3 9 円及び平成 27 年 4 月 6 日現在における悪意の受益による利息金 13 万 2 4 2 8 円が発生しているので、原告は、被告に対し、不当利得に基づき、過払金 34 万 1 2 3 9 円並びに悪意の受益による利息金 13 万 2 4 2 8 円及び過払金 34 万 1 2 3 9 円に対する平成 27 年 4 月 7 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による悪意の受益による利息金の支払を求める。

2 被告の主張の要旨

(1) 期限の利益の喪失による貸金残元金に対する遅延損害金の発生

ア 主位的

初回の延滞日以降は、貸金残元金に対して遅延損害金が発生している。

イ 予備的

仮に前記アが認められない場合でも、少なくとも支払を怠った日から次の貸付日までの期間は遅延損害金が発生している。

(2) 悪意の受益者の該当性

ア 被告は、本件貸付取引において、貸金業法（平成 18 年法律第 115 号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）43 条 1 項所定の要件を満たすべく、同法 17 条 1 項所定の書面（以下「17 条書面」という。）及び 18 条 1 項所定の書面（以下「18 条書面」という。）を交付するための十分な態勢を整備し、前記態勢のもとにかかる書面を交付してきた。

イ 最高裁平成 17 年 12 月 15 日判決（以下「平成 17 年判決」という。）は、17 条書面の要件について、貸付けに係る契約の性質上、同条 1 項所定の事項のうち、確定的な記載が不可能な事項があったとしても、当該事項の記載義務を免れるものではないが、その場合には、当該事項に準じた事項を記載すべき義務があり、同義務を尽くせば、当該事項を記載したものと解すべきとしており、また、最高裁平成 23 年 12 月 1 日判決

は、リボルビング方式の貸付けについて、貸金業者が17条書面として交付する書面に「確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載をしない場合は、平成17年判決以前であっても、当該貸金業者につき民法704条の「悪意の受益者」との推定を覆す特段の事情があるとはいえないとしている。

しかしながら、被告は、本件各取引を含むリボルビング契約において、1回分の返済額を容易に算出できない元利定額方式ではなく、昭和63年ころから、元金定額返済方式を採用しており、同方式によれば、完済までの「返済期間」は「借入額」を毎回の「返済元金」で単純に割ることで容易に算出できる（返済期間＝借入額÷返済元金）ことから、借主は、被告から個々の貸付けの際に交付された17条書面に明記された「ご利用残高」により、追加借入れをしないで最低返済額を毎月の返済期日に返済していった場合に、残元利金がいつ完済になるのかを把握することができる。

また、被告は、平成14年8月以降、個々の貸付けの際に交付した17条書面に、「最終ご返済期限」、「残返済回数」、「各回ご返済期日」、「各回元金支払予定額」の記載を追加する書面の改訂をして、確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載をしている。

ウ 以上のとおり、被告は、平成17年判決以前においても、17条書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載をしていたから、貸金業法43条1項の要件があると認識していたし、そのように認識するに至ったことについて、やむを得ない特段の事情があるから、被告は悪意の受益者ではない。

(3) 悪意の受益による過払金に対する利息の借受金債務への充当

原告、被告間には過払金に対する利息を、その後発生した借受金債務へ充当する旨の合意は存在しないから、これを充当する法的根拠がない。

(4) 悪意の受益による過払金に対する利息の起算時期

仮に、被告は悪意の受益者ではないとの主張が認められなかったとしても、悪意の受益による過払金に対する利息の起算日は、訴状送達の日翌日である。

(5) 返還すべき利得の範囲

被告は善意であるから、受益があったとしても、民法703条により現存利益のみを返還すべきこととなり、被告は、利息制限法超過利息を益金として法人税を納付したものであり、法人税を納付した部分に相当する範囲で被告に現存利益がなく、利息制限法所定利率により引き直す際には、各返済金から被告計算の消滅利益率により法人税相当額を控除して計算すべきであり、これによると、本件貸付取引の現存利益は28万1105円である。

第3 当裁判所の判断

- 1 原告主張の前記各貸付け及び各返済の取引経過は、被告主張の取引計算書のそれと一致しており、当事者間に争いがない。
- 2 期限の利益の喪失による貸金残元金に対する遅延損害金の発生の有無

本件では、甲第1号証の取引計算書の提出があるものの、同書は、取引履歴の開示要求に応じた書面という性質上、本件貸付取引における貸付け及び返済の取引経過を証することを主眼とするもので、その余の計算等の記載部分は被告の主張を示したものであるべきであり、上記計算等の基となる本件貸付取引全体を規律する履行期、遅延損害金及び期限の利益の喪失事由等についての合意の存在及び合意内容については、別途これらを明らかにする17条書面等の証拠の提出がないから、前記第2の2(1)で被告が主張する各遅延損害金の発生を認めるに足りず、同主張はいずれも採用できない。

3 悪意の受益者の該当性

貸金業者が制限利息超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項のみなし弁済の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、みなし弁済の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事

情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきであり（最高裁平成19年7月13日判決同旨。以下「平成19年判決」という。）、また、上記のみなし弁済の適用があるとの認識を有していたか否か、及びそのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情の有無は、みなし弁済の適用要件ごとに検討する必要があるものの、上記の適用要件のすべての場合において上記の認識及び特段の事情が認められるときに限って悪意の受益者であるとの推定が働かないものと解される。

これを本件についてみると、17条書面及び18条書面に関する証拠は全くないから、その余の点を判断するまでもなく、平成19年判決の判示するところの、前記適用要件があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情があるということは到底できず、被告は本件貸付取引の当初から悪意の受益者であると推定され、この推定を覆すべき事情はないから、被告は本件貸付取引における過払金の取得について民法704条の悪意の受益者であるというべきであり、被告の前記第2の2(2)及び(5)の主張は採用できない。

4 悪意の受益による過払金に対する利息の借受金債務への充当

証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、本件貸付取引は、継続的な金銭の消費貸借を目的とする基本契約に基づくものであり、原告と被告間の合理的意思として、過払金が発生した場合には、弁済当時、他の借受金債務が存在しなければ、前記過払金をその後に発生する新たな借受金債務に充当する旨の合意を含むものであると認められる。そして、前記合意は、これに加えて、過払金に対する悪意の受益による利息債権が発生した場合には、過払金とともに同利息金についても前記借受金債務に充当する旨の合意を内包しているものと認めるのが相当である。

そうすると、本件貸付取引において発生した過払金に対する利息は、前記合

意に基づいて、その後発生する借受金債務へ充当されることとなるから、被告の前記第2の2(3)の主張は採用できない。

5 悪意の受益による過払金に対する利息の起算時期

過払金返還請求権は、過払となる弁済の都度、個別に発生するところ、悪意の受益者については、民法704条前段により、過払金発生時から法定利息が発生すべきと解される（平成21年7月17日最高裁判決及び同年9月4日最高裁判決も同旨）から、被告の前記第2の2(4)の主張は採用できない。

6 争いのない貸付け及び返済の取引経過をもとに、本件貸付取引について利息制限法所定の制限利率により充当計算（閏年は年366日の日割計算とする。）すると、別紙2計算書のとおり、平成27年4月6日現在において、過払金34万1239円及び悪意の受益による利息金13万2335円が認められる。

7 以上の次第で、原告の請求は、被告に対し、不当利得に基づき、過払金34万1239円並びに悪意の受益による利息金13万2335円及び過払金34万1239円に対する平成27年4月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による悪意の受益による利息金の支払を求める限度で理由があるので認容し、原告のその余の請求は理由がないから棄却し、訴訟費用の負担については、一部棄却の対象となる請求が過払金に対する利息金という附帯請求である上に、同利息金の請求額と認容額の差が僅少であることに鑑み、同費用は全部被告の負担とすることとし、主文のとおり判決する。

下 関 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 山 部 憲 昭